

騒防法に基づく空港周辺環境対策事業

騒防法に基づく空港周辺環境対策事業

航空機の騒音評価指標(Lden)の値の大きさに応じて、騒音対策区域(第1~3種)を定め、必要な事業を実施

※Lden: 1日あたりの騒音のレベルを評価する尺度。

夕方及び夜間に発生した騒音に重み付けを行った上で、1日に発生した全ての航空機騒音のエネルギー総量を平均した指標。
(平成25年4月1日より、従来のWECPNL⇒Ldenに指標を変更。)

【第1種区域:Lden62dB以上】

②住宅防音工事補助

- ・住宅の防音工事、空調機器の更新等に対する補助

⑥生活保護等世帯空気調和機器稼働費補助

- ・生活保護等世帯に対する上記工事で設置した空調機器稼働費の補助



住宅防音工事

【第2種区域:Lden73dB以上】

③移転補償等事業

- ・土地の買入や建物等の移転補償

④周辺環境基盤施設整備事業補助

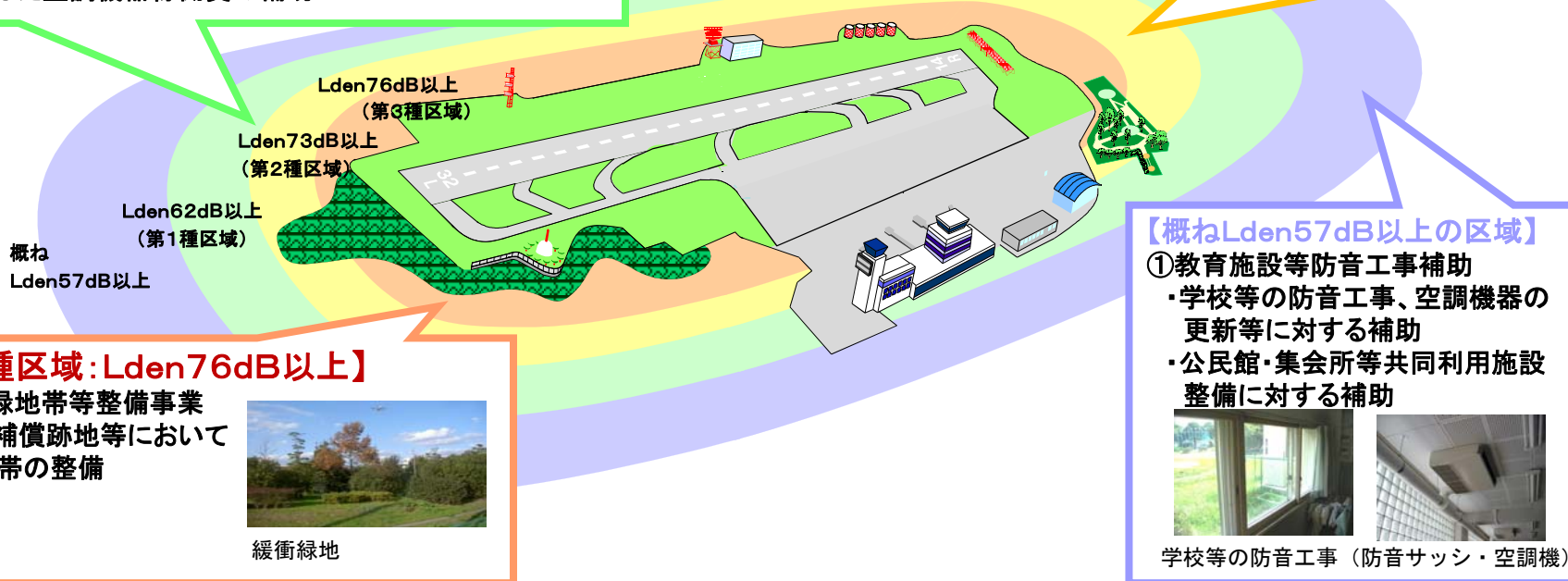
- ・移転補償跡地を活用した公園等の整備に対する補助



移転補償跡地



公園等整備



【第3種区域:Lden76dB以上】

⑤緩衝緑地帯等整備事業

- ・移転補償跡地等において緑地帯の整備



緩衝緑地

【概ねLden57dB以上の区域】

①教育施設等防音工事補助

- ・学校等の防音工事、空調機器の更新等に対する補助
- ・公民館・集会所等共同利用施設整備に対する補助



学校等の防音工事(防音サッシ・空調機)

騒防法の対象空港(特定飛行場 14空港)

函館、仙台、東京国際、成田国際、新潟、大阪国際、松山、高知、福岡、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇

※成田は成田国際空港株式会社が、大阪は関西エアポート株式会社が、仙台は仙台国際空港株式会社が周辺環境対策事業を実施